

第二部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 平成29年2月21日

(事業名称) 立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線
(立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間) 建設事業

- 1 選定した環境影響評価の項目 5項目 (選定した理由 P89～90)
大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物

【大気汚染、騒音・振動共通】

工事用車両の走行に伴う大気汚染、道路交通騒音・振動については、本事業の工事用車両の走行ルートと想定される主要な道路の交通量に対する工事用車両の増加割合は少ないため、予測の対象としていない。

しかし、本事業区間周辺の土地利用状況は、低層戸建て住宅が多く、工事用車両の走行による地域への影響が懸念されるため、そのルートを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価を行うこと。

- 2 選定しなかった環境影響評価の項目 12項目 (選定しなかった理由 P91～92)
悪臭、水質汚濁、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガス

意見なし

- 3 都民の意見及び周知地域市長の意見

別紙のとおり

「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）
建設事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見及び周知地域市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域市長からの意見	2 件
合 計	2 件

2 周知地域市長からの意見

【立川市長】

環境影響評価の項目について意見はありません。ただし、以下の項目について予測の対象としない理由を環境影響評価書に具体的に示されたい。

1 大気汚染

工事の施工中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う大気汚染について。

2 騒音・振動

工事用車両の走行に伴う騒音・振動について。

【国立市長】

- 1 沿道生活道路に接続する場合は、住民への十分な配慮を願いたい。
- 2 道路地内雨水の浸透促進を願いたい。
- 3 道路周辺での騒音・振動の環境基準等を達成するよう配慮を願いたい。
- 4 道路工事の際の騒音・振動に対し、周辺環境への十分な配慮を願いたい。
- 5 道路周辺での緑化の検討を願いたい。

「立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、平成 29 年 1 月 6 日に「立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動共通】

工事用車両の走行に伴う大気汚染、道路交通騒音・振動については、本事業の工事用車両の走行ルートと想定される主要な道路の交通量に対する工事用車両の増加割合は少ないため、予測の対象としていない。

しかし、本事業区間周辺の土地利用状況は、低層戸建て住宅が多く、工事用車両の走行による地域への影響が懸念されるため、そのルートを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価を行うこと。

第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成29年1月6日	・調査計画書について諮問
部 会	平成29年2月21日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 （大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物） ・総括審議
審議会	平成29年2月23日	・答申（予定）

第二部会 審議資料

資料 2 - 1

(事業名) 川口土地区画整理事業

部会審議項目(12)

大気 騒音 振動 水質 水循環 地形 動物 植物 生態 景観 自然 廃棄 (は終了)

(環境影響評価の項目) 大気質 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 2 月 21 日

項目	環境影響評価準備書	関連頁
調査結果の概要	(1) 調査項目 (2) 調査の基本的な手法 (3) 調査地域・調査地点 (4) 調査期間 (5) 調査結果	P9. 1-1～ P9. 1-10
予測及び評価の結果	(1) 予測 (2) 環境保全措置の検討 (3) 評価 (4) 事後調査	P9. 1-11～ P9. 1-70
都民の主な意見	別紙 1 のとおり	
関係市長の意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 2 月 7 日 (2) 担当委員 木村 富士男 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

都民の主な意見[※]

- 前回、方法書についての意見でも述べさせてもらいましたが（P.7-13、表 7.1-2(14)）、大規模な地形改変が計画されており、環境や周辺住民への大きな影響が懸念されていることからして、気象（特に風況）に関しては現地観測を実施し、その結果を基に、種々の予測・評価を再度行うべきです。表 2.2.2-1 で年間の平均風速を見ると、川口町 1.2m/sec、大楽寺町 1.6m/sec、アメダス 2.0m/sec となっており、川口町での値はアメダスの 60%であり、3 地点では最も弱い風速となっています。

また、風向に関しては、川口町での卓越風向が年間を通してすべて NW となっているのに対し、大楽寺町およびアメダスでは季節によっていろいろな卓越風向を示しています。以上述べたことから明白ですが、川口町測定室での風況は、他の大楽寺町測定室およびアメダス八王子とは全く様相を異にしています。このことは、資料編の P.資 2.2-10 にも記載されてますが、川口町測定室は周辺を丘陵地に覆われその丘陵地を開析する河川沿いの低地に位置しているからです。

- 市内の一般道路にもトラックが溢れることになり、排気ガスによる大気汚染、交通事故、大渋滞が頻発する。
- 交通量の増加による排ガスの上昇による環境悪化が心配です。予測しているのですか。
- 物流拠点事業が稼働すると、昼夜関係なく 24 時間車が走り、環境が一変します。排気ガス・光公害・騒音・振動等、近隣住民の受ける被害は甚大となります。造成地を貫く 16 メートル道路と、北西部幹線道路との交差点の予測はしておらず、片手落ちです。交差点での排ガス・騒音などの予測はすべきです。
- 工事中や事業開始後のダンプカーやトラックなどの走行による、騒音、大気汚染、渋滞が心配です。先々までの見通しがたたないうちに工事が着工されることに対して、大きな懸念があります。地域住民に対しての説明が不十分です。

※ 環境影響評価法第 19 条の規定により事業者から送付された意見の概要より

関係市長の意見**【八王子市長】**

建設機械については必ず排出ガス対策型を使用することにより、可能な限り汚染物質排出量を抑制し、大気質への影響を低減させること。

【あきる野市長】

意見なし

項目：大気質

意見	意見の取扱いについての事務局案
1 交通の集中に伴う大気質の評価において、予測結果は環境基準との整合が図られているとしているが、関連車両による寄与率が約4割と高いことから、排出ガス規制適合型の車両の使用や車両の効率的な運行管理などの環境保全措置を徹底し、環境負荷の低減に努めること。	指摘の趣旨を答申案に入れる。
2 大気質の予測において、将来一般交通量に現況交通量を用いているが、平成28年12月に圏央道八王子西インターチェンジの関越道方面の出入口が供用開始されたことから、予測条件である将来一般交通量の妥当性について検証すること。	指摘の趣旨を答申案に入れる。

第二部会 審議資料

資料 2 - 2

(事業名) 川口土地区画整理事業

部会審議項目(12)

大気 騒音 振動 水質 水循環 地形 動物 植物 生態 景観 自然 廃棄 (は終了)

(環境影響評価の項目) 水循環 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 2 月 21 日

項 目	環境影響評価準備書	関連頁
調査結果の概要	(1) 調査項目 (2) 調査の基本的な手法 (3) 調査地域・調査地点 (4) 調査期間 (5) 調査結果	P9. 5-1～ P9. 5-31
予測及び評価の結果	(1) 予測 (2) 環境保全措置の検討 (3) 評価 (4) 事後調査	P9. 5-32～ P9. 5-62
都民の主な意見	別紙 1 のとおり	
関係市長の意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 1 月13日 (2) 担当委員 杉田 文 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

都民の主な意見[※]

- 計画地内の降水量は、計画の実施前後で変わらないはずですが、もし敷地の存在（土地の改変）により計画地内の地下水位が大幅に上昇すると、上流側（計画地内）での貯留水が多くなり、下流側にある周辺の既存井戸での地下水位は低下することになりませんか。
- 敷地の存在（土地の改変）による地下水位の予測結果は、山入川流域の6地点では、すべての地点で造成後現況より5m～15m程度上昇するとし（図9.5-16）、これは造成工事により現況よりも地盤標高が高くなることからと述べています。計画では、切土量と盛土量を計画地内でバランスさせるはずですが（P.2-16）。当然、切土の区域もあるはずですが（図2.5.2-1では半分近くが切土）、切土区域においてもこの結果は変わらないのですか。
- 本編P.9.5-39、資料編P.資4.1-2及びP.資4.1-3。造成後水位の予測資料に今まで統計をとった中で、一番の渇水年の昭和53年の降雨量を基に予測を出している。なぜか。正しく予測するには、大雨の年の資料でも推計を出し、2つのデータを比較して予測を出すのが公平なやり方と思う。今回の予測は、一方的で信頼性に欠けます。
- 雑木林や谷戸を潰せば川への影響も大きい。現在も山入川、川口川の水量が少ない。保水する林や谷戸がなくなれば瀬切れが起こる。大雨のときは急激に増水して危険である。
- 山入川や小津川の上流部では採石事業が進み、瀬切れが常態化している。川口川上流部ではゴルフ場、霊園開発で谷戸が消失し、湧水の減少や丘陵地の保水性が低下して、上流部や中流部は瀬切れの発生が顕著化している。こうした状況は浅川流域の水環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。

※ 環境影響評価法第19条の規定により事業者から送付された意見の概要より

関係市長の意見

【八王子市長】

八王子市は健全な水循環系の再生に向けた取組を進めているところであり、河川や地下水の水量及び水質については、市民の関心も高く、水循環機能回復の重要な要素として位置づけている。

については、事業の実施において、雨水の浸透施設の設置により地下水の涵養を図ること。また、施工中及び施工後のモニタリングの結果を踏まえた検証を行うこと。

【あきる野市長】

意見なし

項目：水循環

意見	意見の取扱いについての事務局案
1 山入川流域の計画地内では、造成後モデルの地下水位が現況モデルよりも5～15m程度上昇すると予測しているが、計画地周辺には既存井戸が多数あることから、造成工事等に伴う地下水位の変化により、既存井戸の利用に支障が生じた場合には、速やかに適切な対応策を講じること。	指摘の趣旨を答申案に入れる。
2 3次元水循環モデルにおける降水量の予測条件について、既往最大渇水年である昭和53年の日降水量を用いた理由が不明確であることから、これを明らかにすること。	指摘の趣旨を答申案に入れる。

第二部会 審議資料

資料 2 - 3

(事業名) 川口土地区画整理事業

部会審議項目(12)

大気 騒音 振動 水質 水循環 地形 動物 植物 生態 景観 自然 廃棄 (は終了)

(環境影響評価の項目) 景観 (選定した項目)

(年月日) 平成 29 年 2 月 21

日

項目	環境影響評価準備書	関連頁
調査結果の概要	(1) 調査項目 (2) 調査の基本的な手法 (3) 調査地域・調査地点 (4) 調査期間 (5) 調査結果	P9. 10-1～ P9. 10-14
予測及び評価の結果	(1) 予測 (2) 環境保全措置の検討 (3) 評価 (4) 事後調査	P9. 10-15～ P9. 10-42
都民の主な意見	別紙1のとおり	
関係市長の意見	別紙1のとおり	

項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年2月2日 (2) 担当委員 平手 小太郎 委員 (3) 検討結果 意見あり（別紙2のとおり）
---------	---

別紙1

都民の主な意見※

- 43ha の区画整理事業の裸地化は景観的に耐え難い。眺望より近景に影響が大きく、61 %の緑被率を維持することができなくなる。この区画整理事業は八王子市の緑の計画に逆行している。
- 八王子市に残された里山の景観を残す天合峰を残して下さい。
- 歴史と里山の景観が保たれている地域に物流拠点の開発はにありません。中止、断念を切望します。
- 切土の量は 300 万 m³とあるが、バランスよく外に出さないで済むのか。計画地周辺では残土置き場が幾つかあると聞いているが、景観を壊す条件を生み出しかねない。

※ 環境影響評価法第 19 条の規定により事業者から送付された意見の概要より

関係市長の意見

【八王子市長】

八王子市景観計画では、山地や里山を保全・活用した景観づくりをテーマとしており、「道路などの公共施設から丘陵地の緑が眺望できる配置、高さ規模とするとともに、丘陵地の稜線や周辺の建物群のスカイラインと調和を図り、著しく突出した高さ

規模とならないようにする」ことを景観形成基準としている。

美山跨道橋・陵北大橋・高尾山駅についての建物完成後の眺望予測では、建物頂部が丘陵地の稜線を超える状況や視認できる状況が予測されているが、丘陵地の稜線を超える部分や、稜線は超えないが視認できるなどの眺望景観の変化が予測されるものについては景観計画を遵守し、緑化、建物の形態、高さ、色彩等に配慮し景観への影響の低減を積極的に図ること。

【あきる野市長】

準備書に記載された景観に係る環境影響評価の項目のうち、主要な眺望景観の変化について、秋川丘陵においては眺望景観の変化はないとの予測結果が出ており直接的影響はないと思われるが、予測結果に相違無いよう十分に配慮されたい。

別紙2

項目：景観

意 見	意見の取扱いについて の事務局案
計画地北側、主尾根上部等を公園・緑地として保全することにより、景観への影響の軽減を図るとしているが、新たに計画地北側に管理棟や駐車場等を設置する計画とすることから、これらの施設が視認できる地点における眺望景観の変化の程度についても予測・評価すること。	指摘の趣旨を答申案に入れる。